別記（第２条及び第８条関係）

支給対象者

「平成28年度国頭村臨時福祉給付金支給事業実施要綱」（以下「平成28年度実施要綱」という。）の別記（１）に定める平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者（平成28年度実施要綱の別記（２）（生活保護制度の被保護者等の取扱い）及び（３）（外国人の取扱い）に定める平成28年度臨時福祉給付金を支給しない者を除き、（４）（施設等に入所する児童等の取扱い）、（５）（配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者及びその同伴者の取扱い）及び（６）（虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者の取扱い）の適用を受ける者を含む。）に対して、臨時福祉給付金を１人につき１万５千円支給する。